第二十二条第五号及び第三十三条第三号から第五号まで	患畜若しくは疑似患畜	ランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜
第二十三条第三号から第五号まで及び第二十九条第三号から第五号まで	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第二十三条第三号	許可製造業者等	許可製造業者等（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三条第二号に規定する許可製造業者等をいう。以下同じ。）
	再生医療等製品	再生医療等製品（同号に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）
第二十三条第四号	指定検定機関	指定検定機関（家畜伝染病予防法施行規則第三条第三号に規定する指定検定機関をいう。以下同じ。）
第二十四条第一項	家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに	家畜の種類ごとに
第二十四条第一項第一号	患畜及び疑似患畜	ランピースキン病患畜及びランピースキン病疑似患畜
第二十五条第一項	第一号及び第二号に掲げる家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第二十五条第二項	前項第一号及び第二号の家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第三十二条	炭疽及び腐蛆病にあつては二十年、その他の家畜伝染病	ランピースキン病
第三十二条の二	次条第一号	次条第三号
第三十三条第三号	敷地	敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）
第三十八条	家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。第四十一条において同じ。）	ランピースキン病のまん延
第三十九条	及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおり	は、ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜とし、都道府県知事の定める箇所（耳を除く。）とし、当該標識の種類及び様式は、都道府県知事の定める標識

第四十条第一項	別表第一に掲げる家畜伝染病については同表のとおりとし、その他の家畜伝染病	ランピースキン病
別表第四	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	ランピースキン病

（死体の焼却等の義務の除外）

第二条　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（以下「政令」という。）第二条の規定により読み替えられた家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十三条第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可若しくは同法第二十三条の二の三第一項の登録を受けている医薬品若しくは再生医療等製品（同法第二条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下この号において同じ。）の製造業者によって生物学的製剤若しくは再生医療等製品の製造のため係留され、当該製造のためランピースキン病患畜（ランピースキン病にかかっている牛又は水牛をいう。以下同じ。）若しくはランピースキン病疑似患畜（ランピースキン病にかかっている疑いがある牛又は水牛をいう。以下同じ。）となった家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者によって同条の検定のため係留され、当該検定のためランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜となった家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二　家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては家畜防疫官）の指示に従い、ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜の死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

（農林水産省令で定める売上げの減少額等）

第三条　政令第二条の規定により読み替えられた法第六十条第二項の農林水産省令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ次項で定めるところにより計算した額とする。

一　家畜　売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

二　物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。）　売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

2　前項で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　家畜　次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあっては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限（以下「特定移動制限等」という。）の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。）のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）